

令和8年8月から

【介護保険施設入所等の食費・居住費の自己負担が軽減されます】

介護保険施設入所および短期入所（ショートステイ）利用時の居住費と食費は、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられています

なお、近年の食料費の高騰に対応して、在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、令和8年8月から利用者負担段階第3段階①・②に該当する方については食費が 30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については 100円（日額） 引き上げります。

負担段階	自己負担額の上限（日額）								
	食費		居住費						
	施設入所	ショート利用	ユニット型個室	個室的多床室 ユニット型	従来型個室		多床室		
					特養等	老健、医療院等	特養等	する場合 （室料を徴収 老健、医療院 しない場合）	老健、医療院等 （室料を徴収 しない場合）
1	300円		880円	550円	380円	550円	0円		
2	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円		
3 ①	<u>680円</u>	<u>1,030円</u>	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円		
3 ②	<u>1,420円</u>	<u>1,360円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,470円</u>	<u>980円</u>	<u>1,470円</u>	<u>530円</u>	<u>430円</u>	

＜減額の対象となる要件（利用者負担段階別）＞

共通の要件：世帯全員が市民税非課税（世帯を分離している配偶者、内縁関係の配偶者を含む）

※年金収入には遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）における預貯金等の要件は、各段階一律で単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の場合となります。

○第1段階

- ・生活保護受給者
- ・老齢福祉年金受給者（預貯金等：単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）

○第2段階

- ・合計所得金額＋年金収入額の合計が 82.65万円 以下の方  
（預貯金等：単身650万円以下、夫婦1,650万円以下）

○第3段階①

- ・合計所得金額＋年金収入額の合計が 82.65万円超、120万円以下の方  
（預貯金等：単身550万円以下、夫婦1,550万円以下）

○第3段階②

- ・合計所得金額＋年金収入額の合計が 120万円超の方  
（預貯金等：単身500万円以下、夫婦1,500万円以下）

＜申請手続きに必要なもの＞

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 本人及び配偶者の預貯金口座残高の写し  
※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終残高（申請日より2か月以内に記帳されたもの）がわかるようにお願いします。  
※インターネットバンキングの場合は、口座残高ページの写しが必要です。  
※口座を複数所有している場合は、そのすべての預貯金通帳の写しが必要です。  
※配偶者には世帯分離している方、内縁関係の方を含みます。
- ④ その他投資信託・有価証券等がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ⑤ 負債がある場合は借用証明書の写し
- ⑥ 年金振込通知書等の年金収入額がわかるもの